

○地方独立行政法人埼玉県立病院機構非常勤職員報酬規程

令和3年4月1日

規程第33号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構非常勤職員就業規程（以下「非常勤職員就業規程」という。）第45条の規定に基づき、非常勤職員に対して支給する報酬、費用弁償及び手当に関する必要な事項を定めるものとする。

(非常勤職員の報酬等)

第2条 非常勤職員に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2 報酬の額は、月額又は日額で理事長が定める。

3 報酬の額は、第4条第1項又は第2項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第21条第2項に定める割合（医師及び歯科医師にあっては、100分の16）を乗じて得た額（月額の報酬にあってはその額に100円未満、日額の報酬にあってはその額に10円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額）の合計額とする。

4 前2項に規定するもののほか、非常勤職員に対しては、常勤の職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び夜間勤務手当に相当する報酬を支給する。

5 期末手当は、常勤の職員の例により支給する。ただし、第10条第1項各号に掲げる者にあっては、期末手当は支給しない。

(報酬等基準額表)

第3条 非常勤職員には、次の各号に定める報酬等基準額表を適用するものとし、各報酬等基準額表の適用範囲は、それぞれ当該報酬等基準額表に定める職種の区分による。

- 一 医療職報酬等基準額表（一）（別表第1）
- 二 医療職報酬等基準額表（二）（別表第2）
- 三 医療職報酬等基準額表（三）（別表第3）
- 四 事務職報酬等基準額表（別表第4）

(報酬の基本額)

第4条 月額の報酬を受ける非常勤職員の報酬の基本額は、勤務1月につき、その者に適用される報酬等基準額表の月額（以下「報酬等基準額」という。）に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）とする。

2 日額の報酬を受ける非常勤職員の報酬の基本額は、勤務1日につき、報酬等基準額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）とする。

3 事務職報酬等基準額表の適用を受ける非常勤職員の報酬等基準額が、職務の複雑、困難若しくは責

任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職種に属する他の職に比して特殊な職に対し適当でないと認めるときは、前2項の規定にかかわらず、当該報酬等基準額に別表第5に定める調整額を加えて得た額を報酬等基準額とすることができる。

(看護職員等処遇改善手当に相当する報酬)

第4条の2 次の各号に定める非常勤職員には、看護職員等処遇改善手当に相当する報酬を支給する。

- 一 医療職報酬等基準額表(二)の適用を受ける非常勤職員（理事長が別に定める非常勤職員を除く）
 - 二 医療職報酬等基準額表(三)の適用を受ける非常勤職員
 - 三 前二号に掲げる非常勤職員以外の非常勤職員で、前二号に掲げる非常勤職員との均衡を考慮して、医療サービスを患者に直接提供する者として理事長が別に定める非常勤職員
- 2 月額の報酬を受ける非常勤職員の前項の看護職員等処遇改善手当に相当する報酬の額は、勤務1月につき、7,900円にその者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）とする。
- 3 日額の報酬を受ける非常勤職員の第1項の看護職員等改善手当に相当する報酬の額は、勤務1日につき、7,900円を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）とする。
- 4 第1項の規定が適用される職員にあっては、第9条第1項の「その者の報酬（第2条第3項に規定する報酬の額をいう。以下「基本報酬」という。）の月額」とあるのは、「その者の報酬（第2条第3項に規定する報酬の額をいう。以下「基本報酬」という。）の月額及び看護職員等処遇改善手当に相当する報酬の月額の合計額」と、同条第2項の「基本報酬の日額」とあるのは、「基本報酬の日額及び看護職員等処遇改善手当に相当する報酬の日額の合計額」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 5 第1項の規定が適用される職員にあっては、第15条第1項の「基本報酬の全額」とあるのは、「基本報酬の全額及び看護職員等処遇改善手当に相当する報酬の全額の合計額」と、同条第2項の「基本報酬の月額」とあるのは、「基本報酬の月額及び看護職員等処遇改善手当に相当する報酬の月額の合計額」とそれぞれ読み替えるものとする。

(時間外勤務手当に相当する報酬)

第5条 非常勤職員が、その者について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額は、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に、次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務又はあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合

計が1週間当たり38時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（別に定める時間を除く。）との合計が1月について60時間を超えた場合には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあっては100分の50をそれぞれ乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

（休日勤務手当に相当する報酬）

第6条 休日（給与規程第41条第3項に規定する休日をいう。以下同じ。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間中に勤務した全時間（休日に代わる日（以下この項において「代休日」という。）を指定されて休日の正規の勤務時間の全部を勤務した非常勤職員にあっては、その者の休日に代わる代休日の正規の勤務時間中に勤務した全時間）に対して休日勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の135を乗じて得た額とする。ただし、正規の勤務時間外に勤務をしても、前項の報酬は支給されない。

（宿日直手当に相当する報酬）

第7条 宿直又は日直勤務のため正規の勤務時間外若しくは休日における正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた非常勤職員に対しては、前2条の規定にかかわらず、宿日直手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、給与規程第42条第2項に定める額とする。

（夜間勤務手当に相当する報酬）

第8条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する非常勤職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額の100分の25を夜間勤務手当に相当する報酬として支給する。

（勤務1時間当たりの報酬の額の算出）

第9条 時間外勤務手当に相当する報酬、休日勤務手当に相当する報酬及び夜間勤務手当に相当する報酬（以下「時間外勤務手当に相当する報酬等」という。）に係る勤務1時間当たりの報酬の額は、月額の報酬を受ける非常勤職員にあっては、その者の報酬（第2条第3項に規定する報酬の額をいう。以下

「基本報酬」という。) の月額に 12 を乗じ、その額をその者について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除して得た額 (その額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げた額) とする。

2 時間外勤務手当に相当する報酬等に係る勤務 1 時間当たりの報酬の額は、日額の報酬を受ける非常勤職員にあっては、その者の基本報酬の日額を、その者について定められた 1 日当たりの勤務時間数で除して得た額 (その額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げた額) とする。

(期末手当を支給しない者)

第 10 条 次の各号に掲げる者には、期末手当を支給しない。

- 一 任期が 6 月未満の者 (次項の規定により任期が 6 月以上の者とみなされる者を除く。)
 - 二 休職にされている者
 - 三 停職にされている者
 - 四 育児休業をしている者 (非常勤職員就業規程の規定により準用することとされる地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員休業規程第 6 条第 3 項に該当する非常勤職員を除く。)
 - 五 前各号に掲げる者のほか、別に定める者
- 2 任期が 6 月に満たない者のうち、当該任期と次に掲げる期間との合計が 6 月以上となるものは、任期が 6 月以上の者とみなす。
- 一 同一の年度内において非常勤職員として在職し、又は雇用されることが見込まれる期間 (当該期末手当の基準日 (第 2 条第 5 項の規定によりその例によることとされる常勤の職員の期末手当に係る基準日をいう。以下同じ。) の属する年度の前年度から基準日まで引き続く場合における当該前年度において在職した期間を含む。)
 - 二 常勤の職員から引き続いて非常勤職員となった場合における当該常勤の職員として在職した期間 (当該非常勤職員として基準日まで引き続き在職している場合に限る。)

(期末手当の在職期間の特例)

第 11 条 非常勤職員の期末手当に係る在職期間には、基準日以前 6 月以内の期間において、非常勤職員として在職した期間を算入する。

2 基準日前 1 月以内において退職した常勤の職員の当該常勤の職員としての在職期間は、非常勤職員の期末手当に係る在職期間に算入しない。

(期末手当基礎額)

第 12 条 月額の報酬を受ける非常勤職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日 (退職し、又は死亡した非常勤職員にあっては、退職し、又は死亡した日をいう。以下この条において同じ。) 現在においてその者が受けるべき基本報酬の月額とする。

2 日額の報酬を受ける非常勤職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日が属する月においてその者が受けるべき 1 月分の基本報酬の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、各月ごとの勤務日数が異なる非常勤職員に係る期末手当基礎額は、基準日前6月以内の期間（基準日における職と同一の職に係るものに限る。）においてその者が受けた基本報酬の額の1月当たりの平均額とする。

（特別の事情がある者の期末手当）

第13条 前3条の規定にかかわらず、同一の期間において2以上の業務に従事している等特別の事情がある者に係る期末手当の支給については、別に定める。

（費用弁償）

第14条 非常勤職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、常勤の職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定める。

（報酬等の減額）

第15条 非常勤職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき所属長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、次項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を減額して報酬等を支給する。ただし、その勤務しない時間が月の初日から末日までの期間において勤務すべき全時間である場合の減額すべき額は、その月の分の基本報酬の全額とする。

2 前項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、月額の報酬を受ける非常勤職員にあってはその者の基本報酬の月額に12を乗じ、その額をその者について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とし、日額の報酬を受ける非常勤職員にあっては第9条第2項に規定する額とする。

（支給）

第16条 非常勤職員の報酬、費用弁償及び手当の支給については、第2条から前条までに規定するもののほか、常勤の職員の例による。

（この規程に定めがない事項）

第17条 非常勤職員の報酬等に關しこの規程に定めがない事項については、給与規程に基づき支給される給与の例によるほか、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 非常勤職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下この項において同じ。）に対処するため、緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えるも

のとして別に定める業務に従事したときは、防疫業務手当の特例に相当する報酬を支給するものとし、その額は、業務に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして別に定める業務に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

別表第1（第3条関係）

医療職報酬等基準額表(一)

| | |
|----|--------------|
| 職種 | 医師及び歯科医師 |
| 号給 | 月額 |
| 1 | 円 472,728 |

別表第2（第3条関係）

医療職報酬等基準額表(二)

| | | | | | |
|----|--------------|--------------|--|--------------|--|
| 職種 | 薬剤師 | 栄養士 管理栄養士 | 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 医学物理士 | 歯科衛生士 | 心理判定員 医療社会事業専門員 小児療養支援職 遺伝カウンセラー 精神保健福祉指導職 治験コーディネーター |
| 号給 | 月額 | 月額 | 月額 | 月額 | 月額 |
| 1 | 円 259,806 | 円 229,505 | 円 239,295 | 円 238,200 | 円 232,768 |

別表第3（第3条関係）

医療職報酬等基準額表(三)

| | | |
|----|---------------------------|----------------------|
| 職種 | 看護師 (外来業務以外の業務に従事するもの) | 看護師 (外来業務に従事するもの) |
| 号給 | 月額 | 月額 |
| 1 | 円 251,000 | 円 240,608 |

別表第4（第3条関係）

事務職報酬等基準額表

| 職種 | 前記以外の職 | |
|----|-------------------|------------------------------|
| | 標準的な非常勤職員の職務を行うもの | 相当の知識又は経験を必要とする非常勤職員の職務を行うもの |
| 号給 | 月額 | 月額 |
| 1 | 円 211,746 | 円 239,470 |

別表第5（第4条関係）

報酬等の調整額表

| 調整数 | 調整額 |
|-----|------------|
| 1 | 円 6,300 |
| 2 | 12,600 |
| 3 | 18,900 |
| 4 | 25,200 |

附 則（令和3年4月1日）

- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 令和3年6月1日を基準日とする期末手当において、第10条第2項第1号の「当該前年度において在職した期間」には、令和3年度の前年度において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）として在職した期間を含むものとする。
- 令和3年6月1日を基準日とする期末手当において、第10条第2項第2号及び第11条第2項の「常勤の職員」には、令和3年埼玉県規則第20号による改正前の会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成31年埼玉県規則第32号）第10条第3項各号に掲げる者を含むものとする。
- 令和3年6月1日を基準日とする期末手当において、第11条第1項の「非常勤職員として在職した期間」には、当該基準日以前6月以内の期間における会計年度任用職員として在職した期間を含むものとする。

附 則（令和3年12月1日）

- この規程は令和3年12月1日から施行する。
- 令和3年12月に支給する期末手当の額は、第2条第5項前段の規定にかかわらず、期末手当基礎

額に100分の127.5を乗じて得た額に、給与規程第48条第2項各号に掲げる基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則（令和4年2月9日）

この規程は、令和4年2月9日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則（令和4年9月14日）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日）

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月13日）

- 1 この規程は、令和5年12月13日から令和5年12月31日までの間において理事長が別に定める日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 本改正前の非常勤職員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の非常勤職員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、施行日の前日までに退職した者に対しては、この規程による改正後の規定は適用しない。

附 則（令和6年3月27日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日までの間に採用された治験コーディネーターの職種の区分については、なお従前の例による。

附 則（令和6年12月11日）

- 1 この規程は、令和6年12月11日から令和6年12月31日までの間において理事長が別に定める日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 本改正前の非常勤職員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の非常勤職員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、施行日の前日までに退職した者に対しては、この規程による改正後の規定は適用しない。